

議案第34号

世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正等に伴い、規定の
整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部を改正する条例
世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成13年12月世田谷
区条例第68号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第4号中「含む。）」の次に「又は第22条の2第1項（同条第5項
において準用する場合を含む。）」を加え、同項第9号中「第29条第1項」を「第
34条第1項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に改める。

第21条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項第4号の改正
規定及び第21条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。